

山梨県業務改善助成金活用サポート事業費補助金 のご案内

生産性の改善や従業員の賃金引上げに取り組む県内中小企業を支援するため、厚生労働省の**中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金。以下「国助成金」といいます。）**の額の確定通知を受けた事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助対象事業者

- (1) 山梨県内に事業場があること。
- (2) 国助成金について、**令和6年7月29日**以降に山梨労働局に交付申請を行い、**令和7年3月31日**までに国助成金の交付額確定の通知を受けている事業者であること。

補助対象経費・補助額

国助成金交付申請手続きに当たって**社会保険労務士へ支払った報酬**
(補助率10/10 上限額10万円)

申請書類

「山梨県業務改善助成金活用サポート事業費補助金交付申請書兼実績報告書」(第1号様式)

<添付書類>

- ① 誓約書 (第2号様式)
- ② 国助成金交付決定通知書の写し (国助成金交付要綱 様式第2号-1)
- ③ 国助成金交付額確定通知書の写し (国助成金交付要綱 様式第11号)
- ④ 県税に未納が無い旨の証明書
- ⑤ 国助成金申請手続きに係る社会保険労務士への報酬金額が確認できる契約書又は請求書の写し、報酬を支払ったことが確認できる領収書等の写し
- ⑥ その他知事が必要と認める書類

申請受付期間

令和7年3月31日 (月) まで

※ただし、申請額が予算上限額に達した時点で受け付けを終了します。

山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課労政担当

Tel : 055-223-1561 (直通)

E-mail : rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp



YAMANASHI

申請方法

山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課のホームページ（以下URL）から申請書類をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先まで持参又は郵送してください。

<https://www.pref.yamanashi.jp/rosei-jin/gyoumukaizen-support.html>

【宛先】

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6番1号
山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課労政担当
TEL : 055-223-1561



助成金・補助金支給の流れ

国 業務改善助成金

① 交付申請手続きを
社会保険労務士へ委託

② 交付申請書・事業計画などを
山梨労働局に提出

③ 交付決定後、提出した計画に
沿って事業を実施

④ 労働局に事業実施結果を
報告

⑤ 審査・額の確定・支給

国助成金の交付申請に当たって
社会保険労務士に支払った報酬
が補助対象です。

県 業務改善助成金活用サポート 事業費補助金

⑥ 交付申請書兼実績報告書を
県に提出

⑦ 審査・交付決定
額の確定・支給

※補助金支給後、従業員の賃金や解雇等の
状況について報告していただきます。

山梨県多様性社会・人材活躍推進局労政人材育成課労政担当

Tel : 055-223-1561 (直通)

E-mail : rosei-jin@pref.yamanashi.lg.jp



YAMANASHI